

意見募集案件	北広島市特別天然記念物野幌原始林保存活用計画
担当課	教育部エコミュージアムセンター 電話 011-373-0188

意見募集期間	令和6年7月1日(月) から 令和6年7月31日(水) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇北広島市エコミュージアムセンター(広葉交流センター内)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島7月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・オンラインによる提出(市ホームページから提出) ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p> <p>教育部エコミュージアムセンター 郵便番号 061-1134 北広島市広葉町3丁目1番地北広島市広葉交流センター内 電話 011-373-0188 ファクシミリ 011-373-0189 電子メールアドレス: emc@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和6年9月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>北広島には、特別天然記念物に指定された野幌原始林があります。市街地に隣接した場所にありながら、直径1mを超える大木が多く生育し、今も原始の姿を見ることが出来る森林です。この森林を今後も保存し活用していくために、北広島市では保存活用計画を作成しています。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添ファイルの計画案のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>文化財保護法第129条の2第1項(同法第174条の2第1項において準用する場合を含む。)</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>特別天然記念物野幌原始林保存活用計画に基づき、野幌原始林を保存し、活用します。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「北広島市特別天然記念物野幌原始林保存活用計画」(案)のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>9月以降に市ホームページにて公表。</p>